



茨城県は、養殖や畜養へのチャレンジを支援します。



－令和5年度養殖参入支援事業補助金（2次公募）について－

気象や天然資源の変動に左右されない養殖産業の振興による本県水産業の成長産業化を図るため、**本業に併せ**、新規に養殖に取り組む、県内水産業者や企業等に対し、スタート経費の一部を助成します。

事業概要

○助成対象：食用の魚介類を養殖・畜養する、以下の取組

- (1) これまで養殖事業を行っていなかった者が新たに実施する養殖事業
- (2) 既存養殖事業者が新魚種で行う養殖事業
- (3) 既存養殖事業者が既に営む養殖事業の魚種を変えずに規模を拡大する事業
- (4) 商品価格の向上等を目指した蓄養事業
- (5) 霞ヶ浦北浦において行うテナガエビの養殖実証事業 等

○助成金額（予算額10,000千円、うち霞ヶ浦北浦分2,000千円）

対象経費の1/2以内、上限2,000千円（上記（5）は1,000千円）

○助成内容

- (1) 養殖施設費……………建屋、水槽、ポンプ類、配管、水温調整機器等の整備・修繕経費 ※建屋のみは対象外
- (2) 備品・消耗品費……人工海水や養殖資材・用具、その他消耗品
- (3) 種苗購入・確保費…種苗の購入や運搬、種苗確保に要する経費
※年度内に定める日以前に育成開始できる分
- (4) 養殖運営費……………養殖の運営に必要な光熱水費、餌料費等
※養殖に係る人件費は除く

○事業主体：

- (1) 県内水産業者（漁業者、養殖業者、水産加工業者、仲買人等）
- (2) 県内水産業者を構成員の一人とするグループ
- (3) 水産業協同組合法第2条に掲げる水産業協同組合
- (4) 県内水産業者と連携して新たに養殖に取り組む企業・法人等

助成対象者は、企画書を審査したうえで決定

新たなチャレンジが成功するよう、企画相談・技術的支援を実施

企画書提出の提出期限(2次公募)：2023年10月6日



＜事業へのお問い合わせ＞

茨城県水産振興課：029-301-4119、茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所：029-822-7266、茨城県水産試験場経営普及室：029-262-4179